

○那覇市第一牧志公設市場条例施行規則

令和7年3月26日

規則第6号

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市第一牧志公設市場条例(令和7年那覇市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第8条第1項前段の許可の申請)

第2条 店舗に係る条例第8条第1項前段の許可を受けようとする者は、市長が公示する期間内に那覇市第一牧志公設市場店舗利用申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し及び本人確認書類の写し
- (2) 法人にあつては、定款及び登記事項証明書
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 暴力団又は暴力団員に該当しない旨の誓約書
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

2 倉庫又は作業室に係る条例第8条第1項前段の許可を受けようとする者は、那覇市第一牧志公設市場(倉庫・作業室)利用申請書を市長に提出しなければならない。

3 事務室に係る条例第8条第1項前段の許可を受けようとするものは、那覇市第一牧志公設市場事務室利用申請書に、店舗利用者が組織する団体の概要を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 多目的室等に係る条例第8条第1項前段の許可を受けようとするものは、那覇市第一牧志公設市場(多目的室・調理体験室・オープンスペース)利用申請書を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定による提出は、当該施設を利用しようとする日の属する月の3月前の月の初日(その日が本市の休日に当たる場合は、その直後の本市の休日でない日)から、当該利用しようとする日の前日から起算して7日前の日(その日が本市の休日に当たる場合は、その直前の本市の休日でない日)までの間にしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあっては、この限りでない。

(条例第8条第3項の規定により準用する同条第1項前段の許可の申請)

第3条 店舗、倉庫又は作業室に係る条例第8条第3項の規定により準用する同条第1項前段の許可を受けようとする者は、利用許可が効力を失う日の前日から起算して60日前の日（市長が特に必要があると認める場合にあっては、市長が定める日）までに那覇市第一牧志公設市場（店舗・倉庫・作業室）利用更新申請書に、前条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 事務室に係る条例第8条第3項の規定により準用する同条第1項前段の許可を受けようとするものは、利用許可が効力を失う日の前日から起算して60日前の日（市長が特に必要があると認める場合にあっては、市長が定める日）までに那覇市第一牧志公設市場事務室利用更新申請書に、店舗利用者が組織する団体の概要を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（条例第8条第1項後段（同条第3項において準用する場合を含む。）の許可の申請）

第4条 店舗等に係る条例第8条第1項後段（同条第3項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとするものは、那覇市第一牧志公設市場利用変更申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 変更内容を証する書類

（2） 次条第3項の規定により交付を受けた那覇市第一牧志公設市場（店舗・倉庫・作業室・事務室）利用許可証

（利用許可の方法）

第5条 第2条第1項の規定による申請の数が公示した店舗の数を上回る場合には、別に定める基準に照らして、条例第8条第1項前段の許可をする者を決定する。

2 第2条第4項の規定による申請が競合する場合には、先に申請をしたもの（申請の前後が明らかでないときは、くじにより決定したもの）に対し、条例第8条第1項前段の許可をする。

3 利用許可をするときは、店舗等については那覇市第一牧志公設市場（店舗・倉庫・作業室・事務室）利用許可証を、多目的室等については那覇市第一牧志公設市場（多目的室・調理体験室・オープンスペース）利用許可証を交付するものとする。

（原状変更の許可）

第6条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、その7日前の日（その日が本市の休日に当たる場合は、その直前の本市の休日でない日）までに、那覇市第一牧志公設市場原状変更申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第10条第1項の許可をしたときは、那覇市第一牧志公設市場原状変更許可証を交付する。

(使用料の免除)

第7条 条例第12条第2項の規定により使用料を免除する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第12条第2項第1号に掲げる場合 使用料の全額
- (2) 条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる場合 条例別表第2により算定した額の2分の1の額
- (3) 条例第12条第2項第5号から第7号までに掲げる場合であって、商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的としないとき 条例別表第2により算定した額の2分の1の額
- (4) 条例第12条第2項第8号に掲げる場合であって商店街の活性化を目的とする会合の開催に利用するとき 条例別表第2により算定した額の全額
- (5) 条例第12条第2項第9号に掲げる場合 市長が必要と認める額

- 2 条例第12条第2項の規定による使用料の免除を受けようとするものは、那覇市第一牧志公設市場使用料(全部・一部)免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 条例第12条の規定により使用料を免除したときは、那覇市第一牧志公設市場使用料(全部・一部)免除通知書を交付するものとする。

(特別の設備)

第8条 条例第17条の許可を受けようとするものは、那覇市第一牧志公設市場特別設備設置申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第17条の許可をするときは、那覇市第一牧志公設市場特別設備設置許可証を交付するものとする。

(現状変更の許可)

第9条 条例第19条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、その7日前の日(その日が本市の休日に当たる場合は、その直前の本市の休日でない日)までに、那覇市第一牧志公設市場現状変更申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第19条第1項ただし書の許可をするときは、那覇市第一牧志公設市場現状変更許可証を交付するものとする。

(店舗の休業の許可)

第10条 条例第20条の許可を受けようとする者は、那覇市第一牧志公設市場休業申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第20条の許可をするときは、那覇市第一牧志公設市場休業許可証を交付するものとする。

(店舗等の返還)

第11条 店舗等の利用者は、店舗等を返還しようとするときは、返還しようとする日の前日から起算して60日前の日までに、那覇市第一牧志公設市場返還届を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(公示の方法)

第12条 第2条第1項及び第5条第1項の規定による公示は、市の広報紙又はウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(様式等)

第13条 別表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類(第2条第1項及び第3項、第3条並びに第4条の規定により添付すべきこととされているものを除く。)は、別に定める。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

文書の名称	関係規定
那覇市第一牧志公設市場店舗利用申請書	第2条第1項
暴力団又は暴力団員に該当しない旨の誓約書	第2条第1項第4号
那覇市第一牧志公設市場(倉庫・作業室)利用申請書	第2条第2項
那覇市第一牧志公設市場事務室利用申請書	第2条第3項
那覇市第一牧志公設市場(多目的室・調理体験室・オープンスペース)利用申請書	第2条第4項
那覇市第一牧志公設市場(店舗・倉庫・作業室)利用更新申請書	第3条第1項
那覇市第一牧志公設市場事務室利用更新申請書	第3条第2項
那覇市第一牧志公設市場利用変更申請書	第4条

那覇市第一牧志公設市場(店舗・倉庫・作業室・事務室)利用許可証	第4条第2号及び第5条 第3項
那覇市第一牧志公設市場(多目的室・調理体験室・オープンスペース) 利用許可証	第5条第3項
那覇市第一牧志公設市場原状変更申請書	第6条第1項
那覇市第一牧志公設市場原状変更許可証	第6条第2項
那覇市第一牧志公設市場使用料(全部・一部)免除申請書	第7条第2項
那覇市第一牧志公設市場使用料(全部・一部)免除通知書	第7条第3項
那覇市第一牧志公設市場特別設備設置申請書	第8条第1項
那覇市第一牧志公設市場特別設備設置許可証	第8条第2項
那覇市第一牧志公設市場現状変更申請書	第9条第1項
那覇市第一牧志公設市場現状変更許可証	第9条第2項
那覇市第一牧志公設市場休業申請書	第10条第1項
那覇市第一牧志公設市場休業許可証	第10条第2項
那覇市第一牧志公設市場返還届	第11条